

令和2年12月7日

一般社団法人日本コミュニティーガス協会 会長

経済産業省産業保安グループガス安全室長

福島県郡山市での爆発事故の発生を受けた注意喚起について（要請）

令和2年7月30日（木）に福島県郡山市の飲食店において、大規模な爆発事故が発生しました。事故原因の詳細は不明な点がありますが、シンク下の腐食した配管からLPガスが漏洩したことが推定されております。それを含め、次の6つの点が懸念されました。

- ①配管の腐食。
- ②水の影響を受けるおそれのある場所における白管の使用。
- ③コンクリート面等の導電性の支持面に直接接触している状態での白管の使用。
- ④埋設部の記載などの配管図面と事故当時の設置状況の相違。
- ⑤保安機関は、定期点検・調査（令和元年12月2日）において、配管（腐食、腐食防止措置等）は「良」としていること。
- ⑥保安機関は、同点検・調査において、ガス栓劣化、接続管基準及び燃焼機器故障について「否」とし、また、特記事項として“警報器とメーターを連動してください”と指摘しているものの、保安機関の指摘を受けた消費設備の改善は実施されていなかったこと。

つきましては、以下の点につき貴協会会員のガス小売事業者へ周知いただき、業務用施設に対する次回の法定漏えい検査時において、下記のとおり、配管の設置状況や腐食状況の確認の自主保安を要請します。

## 1. 対象

業務用施設の厨房内

## 2. 点検等

### (1) ガス工作物（灯内内管）の調査

内管図面、立管、ガス栓等で内管の経路と設置状況を確認し、配管の設置状況が、屋内の水の影響を受けるおそれのある場所の配管で、腐食防止対策がなされていないもの又は対策が不明なものについては、腐食の状況を確認すること。

### (2) ガス工作物に不備があった場合の対応

- ①上記(1)の調査の結果、内管が技術基準上の基準（※）に適合していない場合には、ガス工作物の所有者又は使用者に改善を求めること。

（※：ガス工作物の技術上の基準を定める省令第47条）

- ②特に、使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥があった場合には、安全確保のための措置を講ずるとともに、当該ガス工作物の所有者又は使用者に改善等の安全対策を講じるよう求めること。